

議 事 録

令和 5 年度四万十町農業委員会 7 月総会

日 時 令和 5 年 7 月 2 7 日（木）午後 2 時 0 0 分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1 階 多目的ホール

日 程

- 第 1 指定第 7 号 会期の決定について
- 第 2 指定第 8 号 議事録署名委員の指名について
- 第 3 報告第 10 号 非農地証明事務処理報告
- 第 4 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第 5 議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 6 議案第 14 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 議案第 15 号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案
に対する意見決定について
- 第 8 議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」の変更について
- 第 9 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 山本 道雄 | 10. 欠 席 |
| 11. 土居 稔 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 欠 席 |
| 16. 欠 席 | 17. 宮脇 眞弓 | 18. 梶原 美智 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 欠 席 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 常石 幸浩 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 大西 博之 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 山本 奨一 | 33. 欠 席 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠 席 | 38. 欠 席 | 39. 吉田 健夫 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 10 東出 一茂 | 15 竹内 純 | 16 中原 英昭 | 20 中城 康子 | 33 橋本 健太郎 |
| 37 佐々木 通 | 38 秋田 公幸 | | | |

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。今日は忙しい中、また暑い中、皆さんにお集まりいただき誠にありがとうございます。この暑さは、本当にこう体がうだるようなというか、命の危険が迫るような、熱中症になるような本当に暑い天气が続いております。毎日皆さんは十分に水分をとっていただきまして、また休養をしっかりとっていただきながら、仕事また日常生活を送っていただければと思っております。

それと7月、8月につきましては、利用状況調査の強化月間といいますか、調べていただく期間になっております。8月末には皆さんが調査した結果を事務局までお知らせいただきたいと思いますと思っております。

それと8月17日になりますが、毎年町議の皆さんと我々農業委員会、農林と農業関係の皆さんが集まって、意見交換をする。これ2年ほどできておりませんでした、久しぶりに町議と農林、農業委員会で集まりまして、意見交換をする場を設けるようになりました。せっかくのこういった農業に関する皆さんとの意見交換会でございますので、こういった意見がありますということがありましたら会の終わりでも構いませんので、言っていただきたらと思っております。

それでは只今より7月総会を開催いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会7月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号23番 西内一隆委員にお願いします。

ご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

23番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、10番東出一茂委員、15番竹内純委員、16番中原英昭委員、20番中城康子委員、33番橋本健太郎委員、37番佐々木通委員、38番秋田公幸委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員16名、推進委員16名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第7号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和5年度四万十町農業委員会7月総会の会期は、令和5年7月27日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。
次に、日程第 2、指定第 8 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を
2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 17 番 宮脇眞弓委員と 22 番 西井健夫委員
を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 10 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題
とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 10 号「非農地証明事務処理報告について」を報告します。
四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局
規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。
議案書 3 ページをご覧ください。
今月は窪川地域から 3 件、西部地域から 1 件となっております。
番号 1 番。添付資料は 1 ページから 3 ページです。
平串字笹岡屋敷 458 番、地目、田、面積、343 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、1,071
m²です。
申請地は 20 年以上前から宅地と一体的に利用されています。
令和 5 年 6 月 19 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転
用して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。
番号 2 番。添付資料は 4 ページから 5 ページです。
興津字呉石 404 番 2、地目、畑、面積、56 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、85 m²です。
申請地の 404 番 2 については 40 年以上前より宅地として利用されており、404
番 3 については 50 年以上前より公衆用道路として利用されています。
令和 5 年 7 月 7 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ 人為的に転用
して既に 20 年以上経過している土地と認め、非農地証明を発行しております。
番号 3 番。添付資料は 6 ページから 7 ページです。
西原字フル井ヲリ 118 番、地目、田、面積、462 m²、外 2 筆あり、合計 3 筆、1,119
m²です。
申請地は 30 年以上前より耕作しておらず、現在は原野となっております。令和 5
年 7 月 7 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によ
って 10 年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。
窪川地域からは以上です。
続きまして、西部地域からです。

番号 4、添付資料は 8 ページから 9 ページをご覧ください。

土地の所在地、十和川口字シロコエ 545 番 1、地目、田、面積、111 m²です。

申請地は 30 年以上前から建物が建築されている状況で、四万十町非農地証明書
発行事務取扱要領 第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上
経過している土地のため非農地であると認め、令和 5 年 6 月 14 日、担当委員さん
と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 10 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告です
が何かありませんか。

11 番 土居稔委員。

11 番 3 番についてですけど、非農地状態はわかりますけど、周りは山林が多いわけ
ですけど、非農地処理した後どうするんだろう、なんで放っておかないのっていうの
が 1 つ疑問としてあるんです。それと 4 番ですけど、非農地として、多分宅地にす
るんだろうと思うんですけど、そうすると固定資産税が高くなるんじゃないかなと
思うんです。非農地証明後、売るのがかなと思ったりするんですけど、そのあたり、
わかる範囲で教えていただけたらと思います。

事務局 3 番ですけど、話を聞いた中では、財産の整理という形でお話は聞いております。

事務局 4 番につきましても、こちらは非農地証明で地目変更後は売買をする予定と伺っ
ております。以上です。

議長 他に質問等ございませんでしょうか。

議長 特になければ、報告第 10 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請
の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」
を説明します。

議案書は 4 ページです。申請地の位置は添付資料の 10 ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域 6 件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、金上野字井堀 768 番、地目、田、面積 808 m²です。

権利事由は所有権移転の贈与。

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。

申請地では野菜、果物を栽培する計画となっております。

続いて番号 2 番 土地の所在地、見付字山口 2527 番、地目、田、面積 1,456 m²
です。

権利事由は所有権移転の売買。

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。

申請地では水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 3 番と 4 番は同じ譲受人の為、まとめて説明します。

番号 3 番 土地の所在地、中神ノ川字宮ノ多場 392 番、地目、田、面積 816 m²、他 2 筆あり、合計 3 筆、面積 1,307 m²です。

番号 4 番 土地の所在地、中神ノ川字宮ノ多場 396 番、地目、田、面積 505 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 1,569 m²です。

3 番 4 番ともに、権利事由は所有権移転の売買。

譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人希望です。

申請地では麦や果樹、生姜などの野菜を栽培する計画となっております。

続いて番号 5 番 土地の所在地、平野字栗ノ木ノ窪 634 番 1、地目、田、面積 1,701 m²、他 3 筆あり、合計 4 筆、面積 3,879 m²です。

権利事由は所有権移転の売買。

譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。

申請地は現在生姜を栽培していますが、来期から譲渡人が水稻を栽培する計画となっております。

続いて番号 6 番 土地の所在地、興津字古川 1559 番 4、地目、畑、面積 743 m²です。

権利事由は所有権移転の贈与。

譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。

申請地では野菜を栽培する予定です。

以上、この議案につきましては農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長

議案第 12 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番 2 番については、中城康子委員が欠席ですので、2 番 掛水誠幸委員。

2 番

この案件ですが、譲受人の方は、住所が県外になっていますが元々は四万十町の出身ということで現在、ほぼこちらで生活をされているそうです。また本件について田になっておりますが、実質は畑として本人が、何年も前から耕作をしておりましたということでした。

趣味が畑作りと言う事のように、年間 150 日以上出て、野菜を作っているようでございます。それから周りにつきましても、すべて綺麗に管理されておりましたということでした。

それから 2 番ですが、譲受人の方は以前から、譲渡人から耕作を依頼されて耕作をしておったようでございます。その周りを見ると、意外と名前が違うんですが、多分本人の土地が周りに全部あると言っておられましたので、相続登記等ができてない関係で名前が違うんですが、この譲受人が借りたり自分の親名義の土地等を作られているようでございます。本人は現在お勤めをしておりますが、年間 150 日以

上の農業はされております。周りは本人の土地であるということで、管理も充分に行われておりますので、特に問題ないものと思われます。以上です。

議長 続きまして、番号3番、4番。24番 市川絢子委員。

24番 3番4番一緒に説明させていただきます。3番の譲渡人と4番の譲渡人は甥と叔父の関係です。

現在土地の状態ですが、畑、田んぼになってますけど、畑として活用しております。農地を今後、生姜、メロン、ペッパー、麦とか色々なものを植えてみたいと。それから柚子、レモンとか他にも何種類か果樹を植える予定で、果樹は成育に時間がかかるので早急に植え付けたいという話でした。譲受人ですけど、1月から3月の間に新潟の方でスキー客を対象にした民宿を経営しておりまして、その間は不在なんですけど、その時には麦とかを植えといたらいいからってということで話がありました。耕作日数ですけど、150日できるかねっていう話をしましたら、奥さんがだいたい民宿の方やっておって、1月から3月抜けるけど、それほど3ヵ月間ずっといないというわけではないので大丈夫ですっていうことでした。周辺の農地なんですけど、譲渡する土地以外は区切られた農地ですので近隣に迷惑かかることはないと思いました。

譲受人ですけど、今回自然共生ファームを立ち上げて有機栽培に取り組むということで、有機の免許を取り、1年間勉強したということでした。実際に農地を見ましたら生姜を植えていたんですけど、草なのか生姜なのか分からない状態でした。で、草ばかりですねって言ったら、その草にも色々肥料を撒いて実験しているようです。これはマルチ代わりの草ということでした。そのような感じで色々勉強してやっております。譲渡人ですけど、どうして譲渡するようになったのかっていうことを確認させていただきました。

3番の人は、1日2日ぐらいしかこちらにおりませんのであんまり農地を耕作することができなくて、この何年かはもう水もなくて水稻もできないということで草刈りを年に何回かやってる状態の土地でした。

4番の方は住所が県外になってますので、耕作は無理ということで、今回話が上がった時にこれはいい話だということで、譲渡に至ったようです。有効的に利用するってことが見えてますので、問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、番号5番。9番 山本道雄委員。

9番 5番です。現況は畑として現在生姜が植わっております。それから土地の方も3枚になってます。これ4か所なんですけど、3枚になってます。

譲受人は農地を有効に利用しております。

譲受人は、年間150日以上農作業に従事しております。

取得する農地の周辺に悪影響を与えることはありません。譲受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。問題はないと思います。

事務局にお伺いしたいんですけど、この地図のまま4枚を登記して、基盤整備終

わって国調も終わってるのに、今回この4枚を登記したら、もう永遠にこの地図の
ままで残るんでしょうか。

ここでわからないのであれば後日で構いませんので、よろしくお願いします。

事務局 どういう形でこういう風に残っているのか分かりませんが、抵当権とかあった
らだいたい綺麗に区切られてる状態でやられてるんで、すみません。そこまでよく
確認ができてないんですけど、またお調べして、回答したいと思います。

議長 続きまして番号6番について東出一茂委員、橋本健太郎委員が欠席ですので、32
番山本奨一委員。

32 番 番号6番について東出一茂委員からの連絡を受けましたので報告させてもらい
ます。

現況は畑であることを確認しております。譲受人は、農地を効率的に利用して
おります。譲受人は年間150日以上農作業に従事することを確認しています。取
得する周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は高
齢で県外に住んでいて、農地の管理が出来ない為、親戚でもある譲受人に贈与し
て管理してもらうことになったとのことです。譲受人は71歳ですが、地域の担
い手であり、意欲ある農家です。畑ではサツマイモを植える予定と聞いておりま
す。以上の確認の結果、番号6番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上
です。

議長 議案第12号について質疑を許します。質疑はありませんか。
11番 土居稔委員。

11 番 6番については、親戚で隣の家で管理してもらうから、贈与しますっていうのは
説明があったわけですけど、1番については何でただでやるんだろうっていうそ
の疑問を持ったわけですけど、わかれば教えていただきたいです。

事務局 1番についても親戚関係になっておりまして、十数年前、譲受人が、当時買え
なかったため、名義だけ譲渡人にして、実際は譲受人が購入されたとお聞きして
おります。以上です。

議長 他に質疑はありませんか。2番 掛水誠幸委員。

2 番 5番ですが、山本道雄委員が言われたように多分、現在は国土調査でその地域
が終わってますが、多分、事務局が調べて来月報告していただけたと思うんですが、
四万十町全域が終わらないと、その終わった地域だけの手直しというか、出せない
状態だと思いますので、私の記憶の中で言うとなんか四万十町全体終わるのがまだ何十
年も先ですので、それまでに国土調査が終わったところも、多分、図面上は昔のま
ま。購入されたあと登記されても国土調査が終わった後には直るんじゃないかなと

思われます。来月、事務局よろしく申し上げます。

議長 他に何かありませんか。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 3 番の件ですが、国籍取ってますでしょうか。この間の新聞かなんかで農地の取得後、国籍を明記せないかんような事を書いていましたが、これもいつ頃からでしょうか。そこを聞きたいんですが。

事務局 国籍を明記するかについては初めての情報なので、持ち帰って調べていきたいと思います。すみません、ありがとうございます。

議長 先ほどの情報はまた、事務局の方が問い合わせて次に答えるようになると思います。その他何か質問とございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 12 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 12 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 5 議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。
議案書 6 ページ、今月は窪川地域の 3 件です。
番号 1 番について説明します。添付資料は 15 から 18 ページです。
申請地は、1 筆。七里字ヒナタゼ甲 1465 番 4、地目、田、面積 231 m²の農地です。
権利事由は、所有権移転の売買です。
譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。
転用目的は、一般住宅の新設です。
転用理由は、現在借家に住んでいますが、子供も産まれ手狭になっていること

から、自己の専用住宅を新築したいと思い、適地を探していたところ、申請地を譲っていただける事となったためです。

農地区分ですが、申請地は特定土地改良事業施行地であり、第1種農地と判断しますが、非農用地区域に設定されておりまして、用途計画としては、個人住宅用地となっておりますので、第1種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第37条第1項第5号の「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を、当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為。」に該当し、第1種農地であっても例外的に許可することができるかと判断しています。

転用計画につきましては、16ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干しスペース、バーベキュースペース等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側、東側、西側は宅地、南側は同意有の農地となっており、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については特に無く、整地のみとしています。

進入計画については、申請地北側の町道から直接進入します。進入部分の工事はありません。

排水計画についてですが、雨水は自然浸透とし、汚水は合併処理浄化槽を設置し北側の既存側溝に接続して排水します。

資金計画については、融資見込み証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号1は以上です。

続きまして、番号2 添付資料は19から22ページです。

申請地は、2筆。土地の所在、七里字漆ノ窪乙10番13、地目、田、面積99㎡。同所字同乙10番14、地目、田、面積314㎡。合計2筆、面積413㎡の農地です。

権利事由は、所有権移転の売買です。

譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。

転用目的は、一般住宅の新設です。

転用理由は、現在アパートに住んでいますが、手狭となっていることから、自己の専用住宅を建築したいと適地を探していたところ、本申請地を譲っていただける事となった為、新たに自己専用住宅を建築するものです。

農地区分ですが、申請地は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。

転用計画につきましては、20ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、バーベキュースペース、物干し場、家庭菜園等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側は宅地と同意有の農地、東側及び南側は同意有の農地、西側は県道を挟んで宅地となっており、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については特に無く、整地後、全面砂利敷きとします。

進入計画については、申請地西側の県道より直接進入します。進入路の取り合わせ工事は特にありません。

排水計画についてですが、雨水は自然浸透とし、汚水は合併処理浄化槽から既存の側溝に接続し排水します。

資金計画については、融資見込み書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 2 は以上です。

続きまして、番号 3 番について説明します。添付資料は 23 から 27 ページです。

申請地は、1 筆。平串字笹岡屋敷 468 番 4、地目、田、面積 190 m²の農地です。

権利事由は、所有権移転の売買です。

譲渡人・譲受人は、記載のとおりです。

転用目的は、一般住宅の新設です。

転用理由は、現在借家に住んでおり、自己の専用住宅を新築したいことから、適地を探していたところ、親が住んでいる家の隣地である本申請地を譲っていただけの事となったためです。

農地区分ですが、申請地は第 3 種農地の要件の一つである、「インターチェンジから 300m 以内にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断しています。

転用計画につきましては、24 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車スペース、物干しスペース等を整備する計画です。

周囲の状況・影響については、北側は鉄道用地と宅地、東側及び南側は譲渡人の農地、西側は宅地となっており、特に影響はないものと考えています。

土地の造成計画については特に無く、整地のみとなっております。

進入計画については、申請地西側の町道より一体利用地を経由し進入します。

進入路の取り合わせ工事などは特にありません。

排水計画についてですが、雨水は自然浸透とし、汚水は合併処理浄化槽から隣接地居宅の既設排水管へ接続し排水します。

資金計画については、融資承認書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。番号 3 は以上です。議案第 13 号の説明は以上です。

議長

議案第 13 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。26 番 甲把雄委員。

26 番

番号 1 について補足説明させていただきます。

申請にかかる用途に許可あり次第着手することを確認しています。計画は必要最小限で問題ないと思います。周辺の農地ですが地図にある通り宅地に囲まれており、問題ないと思います。以上、番号 1 番の転用は特に問題ないと判断しました。以上です。

議長

続きまして、番号 2 番。5 番 濱田誠委員。

5 番

番号 2 番について 24 日に現地確認と電話にて譲受人に確認しました。

許可がおり次第着手することを確認しております。計画面積ですが、必要最小限の計画で問題ないと思います。

周辺農地にも排水計画も事務局の説明のとおりで問題ないと判断します。

以上確認の結果、番号 2 番の転用は特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして、番号 3 番。29 番 石田芳秋委員。

29 番 21 日に譲受人に確認いたしました。許可が下り次第、着工したいということも確認しました。図面のとおり必要最小限の計画で計画的にも問題ないと判断致します。そして周りは宅地化されてまして、耕作されている農地は近くにありませんので、農地に影響はないと思います。以上です。

議長 議案第 13 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 13 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 14 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 14 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は 9 ページ、添付資料については 28 ページからになります。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 5 年 8 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。
件数につきましては窪川地域の 1 件、西部地域の 1 件、計 2 件となります。
利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。
番号 1 番、土地の所在地、中神ノ川字宮ノ多場 393 番 1、地目、田、面積 733 m²です。
設定は新規になります。

期間は令和 5 年 8 月 1 日から令和 15 年 7 月 31 日までの 10 年間です。

作物は麦を栽培する計画です。

権利の種類は使用貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号 2 土地の所在地、江師字丸田 851 番、地目、田、面積、584 m²。外 2 筆あり、合計 3 筆。面積が 1,415 m²です。

設定は更新の設定になります。

期間は、令和 5 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの 3 年になります。

作物は、水稻を栽培する計画です。

権利の種類は賃貸借権の設定です。以上です。

議長

議案第 14 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。24 番 市川絢子委員。

24 番

これ先ほどの 3 条の案件と同じなんですけど、この土地へ数十年前に売買をして利用権を設定する者が買い取っていたんですけど、登記をしてなくて、昨年、正式に登記をしたものです。今回本来でしたら、利用権の設定を受けるものが買い取りたい意向だったんですけど、売買ができないということで、この 10 年間の契約期間で借りるということになりました。で将来的には、買取るかもしれないということでした。それで問題はないと思います。以上です。

農作業従事日数 200 日になってましたので、これも確認させてもらいました。先ほど言ったように 150 日はやってるよということで確認しておりました。200 日は難しいんじゃないかと私の方が提案しましたら、自分のほうで計算して、そういうことにしたそうです。以上です。

議長

続きまして番号 2 番ですが、竹内純委員が欠席ですので、事務局が聞いているようです。

事務局

番号 2 について、本日欠席の竹内純委員より補足説明を預かっておりますので報告します。22 日に現地確認と聞き取り調査を行いました。借受人は長年にわたり農業をされ、経験も豊富な地域の担い手です。内容も利用集積計画のとおりで引き続き水稻を栽培するとのこと。再設定でもあり、特に問題ないと判断しますとのこと。以上です。

議長

議案第 14 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 14 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 14 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 15 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議案としています。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 15 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。

議案書 10 ページ、添付資料は 34 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。

審議、決定をお願いいたします。

今月は窪川地域の 1 件です。

番号 1 壱斗俵字ヒメヤシキ 518 番 1、地目、田、面積、1,119 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積、1,298 m²です。

登記目的 所有権移転、法務局受付日、令和 5 年 6 月 5 日、登記原因 昭和 60 年月日不詳時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認し、この土地は義務者の父が亡くなる少し前から権利者が占有しており、現地は添付資料 35 ページの写真のとおりで権利者が水稻を栽培、管理しています。

説明は以上です。

議長 議案第 15 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。6 番 下元誠一郎委員。

6 番 7 月の初めだったか事務局と一緒にこの土地を見てきました。権利者の方は旦那さんが亡くなってからも、女性の細腕でこの土地で水稻栽培をずっとしておいしました。こまめに草刈りもして、熱心に農作業に取り組んでいる女性です。20 年以上前から耕作をしているようですので、特段、問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 15 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 15 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 15 号「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」の変更に対する意見決定について」を議題とします。

本議案は、農業経営基盤強化促進法施行規則第 6 条に基づき、令和 5 年 7 月 10 日付けで、町長より協議のありました、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業委員会の意見を具申するものであります。

担当課の説明を求めます。

農林水産課 農林水産課の高橋と申します。お世話になっております。座って説明させていただきます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市町村が地域の実情を踏まえて独自に定めるもので、四万十町における今後概ね 10 年間に於いて育成すべき農業経営体の目標の設定や、効率的で安定的な農業経営の指数、農用地の利用目標などを定める計画で、各種補助事業・資金の要件となる認定農業者や認定新規就農者はこの基本構想に基づき認定されることとなっております。

それでは、計画の方、基本構想はどのように変わったのかというところを説明させていただきます。

まず、全体的に共通な変更点というところで、農協の四万十営農経済センターの名称が変わりまして、高西営農経済センターへ変更となりましたので、その変更を全体的に行っております。

次に 7 ページを開きください。

こちらにつきましては、個別の経営体事例というものを個人経営体事例と変更しております。

次に 8 ページをご覧ください。

こちら個人経営体事例に施設アスパラガス、水耕セリを追加させていただいております。

次に 9 ページ、個人経営体事例の複合経営の生姜の経営面積を 60 アールから 50

アールに変更。生産方式にフォークリフトを追加となっております。同じく 9 ページ、個人経営体事例の酪農と肉用牛一貫の経営管理の方法に飼養衛生管理基準の遵守と言うところの記載を追加しております。

次 10 ページになります。

農業法人等経営体事例の大規模経営の大豆の経営面積を 50 ヘクタールから 40 ヘクタールに変更。水稻（飼料用）を削除、稲 WCS の経営面積を 20 ヘクタールから 70 ヘクタールに変更となっております。同じく 10 ページ、農業法人等経営体事例の養豚一貫の経営管理の方法に飼養衛生管理基準の遵守の記載を追加となっております。

次に 11 ページに営農類型というところに営農類型（個人経営体）という文言を追加しております。

次 12 ページ。営農類型（個人経営体）の複合経営の生産方式の畔塗り機、田植機、コンバイン、乾燥機の記載を削除しております。こちらの米の記載がなかったので、誤解を招くような記載になっておりまして、そこに関して、機械の記載を削除させてもらったということです。

次、13 ページになりまして、第 2 および第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項を新設となっております。こちらが、今まで担い手というところの文言だったんですけど、地域計画の中に、農業技能者という記載が新しく増えまして、こちら担い手、認定農業者、認定新規就農者といったところが担い手と今まで言われてきたんですけど、それプラス、半農半 X ないし兼業農家さんの方も踏まえて今後、地域で農業を担っていく方というところの位置付けということで、農業を担う者というところの文言が記載になりましたので、こちら新規で、新設させていただいております。

次、16 ページ。効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項というところを、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項という所へ変更させていただいております。

同じく 16 ページ、効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標というところを削除させてもらっております。先ほど、第 2 及び第 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項の中に、こちらの面的集積の文言も含まれておりましたので、重複の内容になりますので削除させていただいております。

同じく 16 ページ、その他農用地の利用関係の改善に関する事項を、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項ということで変更させてもらっております。

次 17 ページに入りまして地域計画に関する記載の方を追加させてもらっております。こちら追加の記載の内容になりますが、関係機関で連携して、地域計画を進めていきますというところの文言になっております。

次、19 ページを開いてください。こちら基本方針の条項が新しく新設になりますので、第 4 を第 5 に変更させてもらっているというところになります。

次 33 ページを開いてください。こちら地域計画に関する記載の追加をさせてもらっております。その地域計画を策定している段階でございますが、今後、実現にあたってのこういったことをしていくのかというところを記載させて頂いております。

同じく 33 ページ、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項というのが先ほどの新設させてもらった事項の中に内容が入っておりますので重複となりますので、こちら削除させていただいております。

次 34 ページ、法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法を法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準、その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項を新設とさせております。こちら地域計画というところの協議の場の設置の方法や今、目標地図に関する地域計画区域の基準を記載させてもらっていると言うところになっております。大きく変更になるところは以上になります。

議長 担当課の説明が終わりました。

議長 議案第 16 号について質疑を許します。質疑はありますか。
2 番 掛水誠幸委員。

2 番 すみません、13 ページ 14 ページなんですけど、担当が違うので分からなければ、分かる範囲で答えてもらったらと思います。自分も勉強しないといけないので。と言うのは、青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けてということで 13 ページの下の方にありますので、その後、14 ページの上の方には、情報提供、住宅の紹介、移住相談の対応、その 5 段目ぐらいにはサポート就農準備、定着まで一貫して行いますということがありますが、金額面のことを教えてもらいたんですが、分かれば構いません。というのは、新規就農で県外から来た場合に、まずどれぐらいの金額があるのかということと、何年間、そういうフォローがあるのかということと、なかなか厳しいのは、やっぱり私が昔から言ったように三点セットじゃないとなかなか農業ってできんよっていう話をさせてもらうんですが、家と土地と機械がないとですね。なかなか農業ってしにくいところですので、フォローアップした時の金額がもし出た時にその後、何年間は農業を続けんといかんとかいう多分制約があると思うんですが、農業委員の中でもそんなに詳しく自分たちも含めて知ってないもんで分かる範囲で構いませんので、教えていただきたいと思います。宜しくお願いします。

農林水産課 いつもお世話になっております。農林水産課もう一人の高橋でございます。先ほどの質問なんですけれども、まず就農に関する補助制度なんですけれども、割と四万十町については、新規就農に対して、補助制度は手厚くありますが、国の制度でありますのは、要件もありますけれども、今の現状の制度で言いますと 150 万が 3 年間もらえる制度があります。やっぱり年齢的な制限もあります。それが 50 歳までになっておりますので、50 歳を超えると町単独で壮年就農給付金というものがあります。そちらが 1 回限りになりますけれども、100

万円出るものがございます。それに加えて認定新規就農者になれば就農開始されて、5年間認定新規就農者になれるんですけど、そちらになれば今町単独で機械の補助をしております。それが1/2で上限の補助金額が500万という形になっております。何年間続ければいいのかと途中でやめたら払い戻さないかとかいう制限は、確かにその事業によってばらつきがあるんですけども、全部把握をしてないので、この場で何年かというのはお答えを控えさせていただきます。まだ調べてお答えさせていただきます。

2 番 ありがとうございます。

議長 他に何かありませんか。1 番 下元弘章委員。

1 番 11 ページの第2の2ところに、第1に示したような目標、年間農業所得が1経営体当たり概ね250万、年間2000時間。これ一人のことを1経営体あたりも3、4人いたらまた数が増えるのか。要は普通の企業で、所得が400万、500万と言われたら低いと思ったから。

農林水産課 一経営体と言うのは、個人であれば1人です。法人も一法人当たり250万円程度という捉え方でいてもらえばと思います。

1 番 利益だということで、職員の従業員の給料という目安ですか。

農林水産課 給料じゃなくて農業所得になります。

議長 他に何かありませんか。12 番 竹村加壽子委員。

12 番 親が農業やってて子供がやりはじめて新規ということになりますか。

農林水産課 新規就農者に該当すると思います。親から子に継承した場合も後継者給付金という制度がありまして、100万円の制度がございます。

12 番 その親から継続してなければ、その独立するという感じになれば、この150万を3年間もらえるのですか。

農林水産課 要件をクリアすれば可能です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」の変更に対する意見決定について」、異議ない旨、町長に回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法に基づく「基本構想」の変更について」は、異議ない旨、四万十町長へ回答することに決定しました。

なお、軽微な変更や修正がある場合は、町当局と会長の協議で行うものと思いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議が無いようですので、そのように決定いたします。

議長

続いて、日程第 9 その他の件についてを議題とします。

議長

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。

議長

以上をもちまして、令和 5 年度 四万十町農業委員会 7 月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 30 分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和5年 月 日

会 長 _____

署名委員 17 番 _____

署名委員 22 番 _____